

○田辺市社会教育委員会議規則

平成17年5月1日教育委員会規則第19号

改正 平成20年3月31日教委規則第3号

平成26年3月31日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、田辺市社会教育委員設置条例(平成17年田辺市条例第187号)第5条の規定に基づき、田辺市社会教育委員(以下「委員」という。)の会議(以下「会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長及び副議長)

第2条 会議に、議長及び副議長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長及び副議長の任期は、1年とする。ただし、補欠の議長及び副議長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 議長及び副議長は、再任されることができる。

4 議長は、会議を主宰する。

5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、教育長が招集する。

2 定時の会議は、年6回、隔月に招集する。ただし、教育長において必要があると認めるときは、臨時に会議を開くことができる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第4条 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(議決事項の報告)

第5条 議長は、会議の議決事項について、教育委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、生涯学習課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日教委規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日教委規則第3号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。